



令和6年7月26日
内閣府政策統括官（防災担当）

「大規模地震発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」の 改定等について

「大規模地震発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」を下記のとおり、改定しましたので、お知らせします。

また、ガイドラインの改定に合わせて、関係省庁・地方公共団体、公共交通機関等の関係事業者との連携の下、普及啓発リーフレットを制作いたしました。

1. 改定内容について

首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会で取りまとめた「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針（令和4年8月）」に沿って、関係機関との実務的な見地からの具体施策に関する検討、上記検討委員会からの意見聴取を経て、「帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供の在り方^{※1}」と「一斉帰宅抑制後の帰宅場面における再度の混乱発生の防止^{※2}」の2つの観点を加えて、ガイドラインを改定しました。

※1：各主体が、時間経過に応じて、いつ、どのタイミングで、誰が、どのような情報を出すのかの基本ケースを共有し、帰宅困難者等の行動変化に照らして、異なる主体が発信する情報が不連続とならないようにするため

※2：発災直後の移動による混乱を防いだとしても、帰宅が可能となった段階で待機していた大量の帰宅困難者等が一斉に移動を開始すると、発生が懸念される新たな混乱を防止するため

2. リーフレットの制作について

本リーフレットは、大規模地震発生時の帰宅行動についてまとめたもので、外出先で大規模地震に遭遇した時はむやみに移動を始めず、まずは待機、その後も一斉帰宅を控え分散帰宅を心掛けるよう普及啓発するものです。

3. 掲載先 <http://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/index.html>（内閣府 HP）

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（調査・企画担当）付

武藤、古門、門司 TEL：03-3501-5693（直通）